

**改正**

昭和36年4月17日規則第30号  
昭和48年3月31日規則第18号  
昭和58年1月19日規則第6号  
平成3年12月6日規則第61号  
平成8年12月24日規則第54号  
平成10年3月30日規則第13号  
平成11年3月29日規則第8号  
平成12年12月27日規則第107号  
平成13年5月30日規則第44号  
平成14年3月29日規則第18号  
平成17年3月7日規則第15号  
平成17年9月30日規則第240号  
平成21年3月24日規則第17号  
平成23年3月22日規則第10号  
平成24年3月16日規則第18号  
平成24年5月31日規則第64号  
平成24年7月5日規則第82号  
平成28年3月18日規則第12号  
令和2年12月25日規則第71号

新潟市美容師法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び新潟市美容師法施行条例（平成24年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開設等の届出)

**第2条** 省令第19条の規定による開設の届出は、別記様式第1号により開設しようとする10日前までにしなければならない。

- 2 省令第20条の規定による変更の届出のうち、従業者の異動に係るものは別記様式第2号により、その他のものは別記様式第3号によりしなければならない。
- 3 法第11条第2項の規定による廃止の届出は、別記様式第3号によりしなければならない。
- 4 開設者は、1月以上営業を停止するときはその停止した日から10日以内に、これを再開したときはその再開した日から10日以内にそれぞれ別記様式第3号により市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

**第3条** 省令第21条第1項の規定による相続による開設者の地位の承継の届出は、別記様式第4号によるものとする。

- 2 省令第21条第2項第2号の規定による同意は、別記様式第5号によるものとする。

**第4条** 省令第22条第1項の規定による合併又は省令第22条の2第1項の規定による分割による開設者の地位の承継の届出は、別記様式第6号によるものとする。

(検査確認済証)

**第5条** 条例第3条第1項の検査確認済証（以下「検査確認済証」という。）は、別記様式第7号によるものとする。

(検査確認済証の書換交付等)

**第6条** 開設者は、検査確認済証の記載事項に変更を生じ、第2条第2項の規定により届出書を提出したときは、別記様式第8号により市長に検査確認済証の書換交付を申請することができる。開設者の地位を承継しようとする者が第3条第1項又は第4条の規定により届出書を提出したときも同様とする。

- 2 開設者は、検査確認済証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第8号により市長に検査確認済証の再交付を申請することができる。

(出張業務を行う場合の届出等)

**第7条** 条例第5条第2項の規定による同条第1項に規定する出張業務（以下「出張業務」という。）を行う場合の届出（以下「出張業務を行う場合の届出」という。）は、別記様式第9号によるものとする。

- 2 条例第5条第3項の出張業務携帯票（以下「出張業務携帯票」という。）は、別記様式第10号によるものとする。
- 3 出張業務を行う美容師は、出張業務を行う場合の届出に係る事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第11号により市長に届け出なければならない。

- 4 出張業務を行う美容師は、出張業務携帯票の記載事項に変更を生じたとき、及び出張業務携帯票を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第12号により市長に出張業務携帯票の書換交付又は再交付を申請し、当該書換交付又は再交付を受けなければならない。
- 5 出張業務を行う美容師又はその相続人は、当該美容師が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、別記様式第11号により、出張業務携帯票を添えて市長に届け出なければならない。
  - (1) 出張業務を廃止したとき。
  - (2) 死亡したとき。
- 6 出張業務を行う場合の届出並びに前3項の規定による届出及び申請は、次に掲げるものが出張業務を行う美容師及びその相続人に代わって行うことができる。
  - (1) 出張業務を行う美容師が所属する団体の代表者
  - (2) 美容師に出張業務を求めるもの

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和36年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の規定により交付された許可証、身分証等で現に効力を有するものは、この規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則施行の際、現に保有する改正前の規則に定める様式による申請書、届書、報告書等の用紙は、昭和36年7月31日まで使用することができるものとする。

#### 附 則（昭和48年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則又は美容師法施行細則の規定により交付された理容所又は美容所に係る開設届出済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の理容師法施行細則又は美容師法施行細則の規定により交付された理容所又は美容所に係る検査確認済証とみなす。

#### 附 則（昭和58年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証とみなす。

**附 則** (平成3年規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証とみなす。

**附 則** (平成8年規則第54号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 4 第3条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証で現に効力を有するものは、第3条の規定による改正後の美容師法施行細則の規定により交付された美容所に係る検査確認済証とみなす。
- 5 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

**附 則** (平成10年規則第13号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年規則第107号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成14年規則第18号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年規則第240号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第64号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（新潟市美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の新潟市美容師法施行細則別記様式第10号による出張業務携帯票は、同条の規定による改正後の新潟市美容師法施行細則別記様式第10号による出張業務携帯票とみなす。

**附 則**（平成24年規則第82号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成28年3月18日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年12月25日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

（表）

美容所開設届出書		
年 月 日		
（宛先）新潟市長		
開設者 住所（法人にあつてはその所在地）		
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
美 容 所	名称	電話番号
	所在地 新潟市	
管 理 美 容 師 ※	住所	
	氏名	
	講習修了日・ 修了番号	年 月 日 第 号
開設予定年月日	年 月 日	
営業譲渡の場合	営業の譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類を添付しない場合）	
美容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合※	理 容 所	名 称
		検査確認済証の番号 及び交付年月日
	第 号	年 月 日
美容師法施行規則第19条第1項第9号に該当する場合※	理容所の開設予定年月日	年 月 日

(裏)

	氏名	生年月日	免許証	
			番号	登録年月日
従業者※	美容師	年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
	その他	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
構造設備の概要※	作業場	m <sup>2</sup>	蒸気消毒器	有 ・ 無
	待合所	m <sup>2</sup>	紫外線消毒器	有 ・ 無
	作業椅子	脚	毛髪箱	個
	洗髪設備	台	汚物箱	個
	器具・手洗い用流し	か所	床の材質	
	換気扇	か所	壁の材質	
	消毒液の名称			

添付書類

- 1 管理美容師については、その資格を証する書類※
- 2 美容所の平面図※
- 3 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病に関する医師の診断書※
- 4 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 5 美容所付近の見取図※
- 6 美容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合は、すべての美容師が理容師資格を有することを証する書類※

備考 営業譲渡の場合は、※印の欄のうち変更のない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更の無い書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください。ただし、記載を省略した事項又は書類について、変更がないことを確認できないときは、省略した記載事項又は書類を求めることがあります。

別記様式第2号（第2条関係）

美容所従業者異動届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

開設者 住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	名 称				
	所在地 新潟市				
電話番号					
検査確認済証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日				
氏 名	生年月日	免許証		異動年月日	
		番 号	登録年月日		
美 容 師	年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日	転入・転出
	年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日	転入・転出
	年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日	転入・転出
	年 月 日	第 号	年 月 日	年 月 日	転入・転出
そ の 他	年 月 日	/	/	年 月 日	転入・転出
	年 月 日	/	/	年 月 日	転入・転出
	年 月 日	/	/	年 月 日	転入・転出

添付書類(転入の場合)

美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する医師の診断書



別記様式第3号 (第2条関係)

美容所(変更・停止・再開・廃止)届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

開設者 住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

美容師法第11条第2項又は新潟市美容師法施行細則第2条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	名 称		
	所在地	新潟市	電話番号
検査確認済証の番号及び交付年月日	第 号	年 月 日	
□届出事項の変更	変 更 事 項	新	旧
	変 更 年 月 日	年 月 日	
□停止	停 止 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
□再開	再 開 年 月 日	年 月 日	
□廃止	廃 止 年 月 日	年 月 日	

添付書類

- 1 構造設備の変更の場合は、変更箇所を朱書きした平面図
- 2 管理美容師の設置又は変更の場合は、新たに設置する管理美容師の資格を証する書類

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

相続による地位承継届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄 \_\_\_\_\_

美容師法第 12 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

被 相 続 人	住 所
	氏 名
相続開始年月日	年 月 日
承継した美容所	名 称
	所在地 新潟市

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号) 第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記様式第5号（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

(宛先)新潟市長

同意者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ (印)

下記の相続人を美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定することに同意します。

記

被 相 続 人	住所
	氏名
相 続 人	住所
	氏名

別記様式第6号（第4条関係）

(合併・分割)による地位承継届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	名 称
	所在地
	代表者の氏名
合併又は分割年月日	年 月 日
承継した美容所	名 称
	所在地 新潟市

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第 号

美容所検査確認済証

名称

所在地

開設者

上記の美容所について、その構造設備が美容師法第13条の措置を講ずるに適することを確認しました。

年 月 日

新潟市長

印

美容所検査確認済証(書換・再)交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人にあつては所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市美容師法施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

美 容 所	名称	
	所在地 新潟市	電話番号
確 認 年 月 日	年 月 日	
検 査 確 認 済 証 番 号	第 号	
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る検査確認済証(紛失した場合及び毀損又は汚損が著しい場合は除く。)

（表）

<p>美容師出張営業届出書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>（宛先）新潟市長</p>		
<p>住所（団体にあつては所在地）</p>		
<p>届出者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）</p>		
<p>電話番号</p>		
<p>下記のとおり出張して美容の業務を 条第2項の規定により届け出ます。</p>	<p>行いたい 行わせたい</p>	<p>ので、新潟市美容師法施行条例第5</p>
<p>記</p>		
1 業務開始予定日	年	月 日
2 出張業務を要する理由		
(1) 美容師法施行令第4条第 号該当		
(2) 新潟市美容師法施行条例第6条第 号該当		
新潟市美容師法施行条例第6条第5号に該当するときは、その内容		
〔	〕	
3 出張業務に従事する美容師 別紙のとおり		

(裏)

別紙

氏名	生年月日	登録番号	登録年月日	美容所等の名称	美容所等の所在地	美容所等の電話番号

注 専ら出張業務に従事する美容師の場合の美容所等の名称、美容所等の所在地及び美容所等の電話番号の欄は、それぞれ事務所等の名称、所在地及び電話番号を記載してください。

添付書類 専ら出張業務に従事する美容師に係る初回の届出の場合は、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病に関する医師の診断書



第 号

美容師出張業務携帯票

氏名		生年月日	年 月 日
登録番号		登録年月日	年 月 日
出張業務先	新潟市内		

年 月 日

新潟市長 印

美容所等	名称	
	所在地	
備考		

- 注1 出張業務を行う場合の届出に係る事項に変更が生じたとき、出張業務を廃止したとき、及び出張業務を行う美容師が死亡したときは、速やかに届け出てください。
- 2 出張業務携帯票の記載事項に変更が生じたとき、及び出張業務携帯票を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、出張業務携帯票の書換交付又は再交付を受けてください。

美容師出張業務(変更・廃止)届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 住所(団体にあつては所在地)

氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市美容師法施行細則第7条第3項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名			
生年月日		年	月 日
免許証	登録番号	第	号
	登録年月日	年	月 日
美容所等	名称		
	所在地		
	電話番号		
<input type="checkbox"/> 届出事項の変更	変更事項	新	旧
	変更年月日	年	月 日
<input type="checkbox"/> 廃止	廃止年月日	年	月 日

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

美容師出張業務携帯票(書換・再)交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(団体にあつては所在地)

氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市美容師法施行細則第7条第4項の規定により、次のとおり申請します。

氏	名	
生	年 月 日	年 月 日
免許証	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
美容所等	所在地	
	名称	
	電話番号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る出張業務携帯票(紛失した場合及び毀損又は汚損が著しい場合は除く。)